

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年4月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700991号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800001号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成13年7月10日から同年8月1日まで  
② 平成14年10月27日から同年11月9日まで

私が、A社に勤務していた期間について、同社に確認したところ、平成13年7月10日から平成14年11月8日までであるとの回答があった。しかし、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された請求者に係る「タイムイン サクイン リスト」、「個人成績台帳」、「研修候補生・職員補の委嘱に関する契約書」、「登録原簿」及び同社の回答により、請求者は、同社に「研修候補生」として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間①は、生命保険募集人としての資格を取得するための研修期間であり、当該研修期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、A社は、請求者の給与から、請求期間①に係る厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

2 請求期間②について、上述の「タイムイン サクイン リスト」により確認できる退社年月日及び請求者のA社に係る雇用保険の加入記録の離職年月日は、いずれも平成14年10月26日となっており、オンライン記録により確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(退社年月日及び離職年月日の翌日)と符合している。

また、A社から提出された請求者に係る退職願の退職年月日も平成14年10月26日と記載

されていることが確認できる上、同社は、請求者の給与から、請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している。

さらに、請求者が居住しているB市の回答により、請求者の国民健康保険の資格取得年月日は平成14年10月27日であることが確認できる。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。